

【春合宿 第4問】

甲は、夫の前妻の子供Aを殺害しようと思ひ、平成29年7月1日午前2時頃、熟睡中のAの頸部を細い麻縄で絞めつけた。その後、Aの脈を確認したところ、甲はAがすでに死亡したと思ひ、その犯行の発覚を防ぐ目的で、麻縄を解かないままAを数km離れた海岸まで約15分かけて車で運び、砂上に放置したまま帰宅した。その結果Aは、同日未明に死亡した。

尚、司法解剖の結果によると、A死亡の原因は麻縄による絞首ではなく、海岸の砂末を吸引したことによる窒息死であることが明らかになった。

甲の罪責を検討せよ。

参考判例：大審院大正12年4月30日決定